

一関市成年後見制度利用支援事業 審判請求費用・報酬助成制度

(R5.7.11 作成)

一関市では、成年後見制度の利用に必要な費用の負担が困難である場合に、費用を助成しています。

1 助成対象となる費用

- (1) 家庭裁判所への申立費用の負担が困難である場合に、以下の費用を助成します
 - ① 収入印紙代
 - ② 登記印紙代
 - ③ 郵便切手代
 - ④ 鑑定費用

- (2) 成年後見人等に対する報酬の負担が困難である場合に、以下の費用を助成します
 - ① 在宅者：月額 28,000 円（上限）
 - ② 施設入所者：月額 18,000 円（上限）

2 助成対象者の要件

次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護受給者
- (2) 資産及び収入の状況から(1)に準ずる者と認められる者
- (3) その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める者

3 助成までの流れ

- (1) 審判確定後または報酬付与の審判決定後、申請書等を担当課に提出します。
【市の担当課】
高齢者⇒長寿社会課（市役所本庁 1 階 13 番窓口）
障がい者⇒福祉課（市役所本庁 1 階 10 番窓口）
- (2) 申請内容を審査の上、交付決定（却下）通知書を送付します。
- (3) 指定された口座に助成金を振込みます。

4 申請書類

申請区分	名称	備考
審判申立 費用	成年後見制度利用支援事業審判請求費用助成金交付申請書（様式第1号）	
	成年後見等開始審判書の写し	
	登記事項証明書の写し	
	預貯金通帳の写し	
	財産目録の写し	
	収支予定表の写し	
	収入印紙の領収証の写し	
	登記印紙の領収証の写し	
	郵便切手の領収証の写し	返還が生じた場合は、返還された内訳が分かるもの
	鑑定費用の受領証書の写し	返還が生じた場合は、返還された内訳が分かるもの
	生活保護受給証明書	生活保護受給者に限る
報酬助成	成年後見制度利用支援事業報酬助成金交付申請書（様式第3号）	
	成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し	
	登記事項証明書の写し	
	預貯金通帳の写し	
	財産目録の写し	
	収支予定表の写し	
	生活保護受給証明書	生活保護受給者に限る

その他、必要な書類がある場合は、個別にご連絡します。

5 問合せ先

【高齢者】

一 関市福祉部長寿社会課 電話：0191-21-8370

【障がい者】

一 関市福祉部福祉課 電話：0191-21-8355